

十日町市長 関口芳史 様

十日町市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小林 彰

十日町市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年9月28日付け十総第552号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

十日町市長（以下「実施機関」という。）が令和2年5月21日付け十総第169号により非公開と決定した「時間外勤務命令簿」について、実施機関が主張する十日町市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第9号には該当せず、職員番号を除き、公開すべきである。

#### 第2 審査請求の経緯

##### 1 公文書の公開請求

令和2年5月8日、審査請求人は、条例第6条の規定に基づき、平成30年6月30日から令和元年5月23日までの間における十日町市役所職員（ 年 月 日生）の出勤整理簿及び時間外勤務命令簿その他勤務時間帯が記載されている文書の公開を求める公文書公開請求をした。

##### 2 実施機関の決定

令和2年5月21日、実施機関は、上記1の公開請求のうち時間外勤務命令簿については非公開（条例第11条第9号該当）、出勤整理簿その他勤務時間帯が記録されている文書については不保持であるとして審査請求人に文書で通知した（本件処分）。

##### 3 審査請求

令和2年5月30日、審査請求人は、本件処分のうち時間外勤務命令簿を非公開としたことを不服として審査請求を行った。

また、同年7月24日、本件処分のうち出勤整理簿その他勤務時間帯が記載されている文書の不保持とした処分の取り消しを求め、当該文書の公開を求める審査請求の範囲の拡張をした。

その後、同年9月15日、実施機関の弁明書（請求範囲拡張追記）に対する反論書（請求

範囲拡張追記)において、迅速な審査・決定を求めて、拡張する範囲を「遅参早退簿」に限り、その余の拡張審査請求を取り下げた。(以下「本件審査請求」という。)

#### 4 諮問

令和2年9月28日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 非公開とした本件処分は、次の理由により条例第11条第9号に該当しない。

- (1) 新潟県においては、時間外勤務命令簿が全部公開とされていること。
- (2) 条例第11条各号の事由（公開しないことができる事由）は、当該各号に該当する場合のみ公開しないことができる「限定列举」であり、それ以外の事情を考慮して非公開とすることは許されていない。実施機関は「明らかな個人情報」であるとして条例第11条第9号に該当すると主張するが、「個人の財産の保護に支障が生ずるおそれのある情報」と個人情報とは別の概念である。実施機関は条例を正しく解釈適用しておらず、「個人の財産の保護に支障が生ずるおそれのある情報」に該当するかどうかのみを審査すべきである。なお、「用務」の欄の記載内容が非開示相当であれば、「用務」の欄以外の残部を公開すべきである。
- (3) 超過勤務手当の額は、基本となる給与額に一定割合や超過勤務時間を乗じる等して計算されるものであるが、そもそも基本となる給与額は市民一般の基準で把握困難である以上、超過勤務手当の額を計算することは不可能である。さらに、「月収ないし年収」はいわゆる手当等が複数加算されて決まることから、市民一般を基準としてその計算が容易であるとは言えない。判例（大阪高等裁判所平成23年2月24日決定）の考え方を当てはめて、仮に市役所の給与計算に詳しい人物がおおよその月収ないし年収の多寡を推知することが可能となるとしても、それは開示しない理由にはならない。
- (4) 公開を求めた時間外勤務命令簿をどう見れば、実施機関が弁明書により主張する職員の健康状態が分かるのか不明であり、時間外勤務命令簿には職員の勤務時間外の行動など記載されていない。「個々の職員の出勤及び出張に関する情報それ自体は、当該職員の私事に関する情報を含まない公務遂行に関する情報であることは明らかである。」とした判例（最高裁判所平成15年11月21日判決）の考え方を当てはめて、超過勤務をした日時を開示する反面として、それ以外の日時に公務に従事しなかったことが明らかになるとしても、それは公務遂行に関する情報ということであり、開示しない理由にならず、さらに同判決により、特定職員の職や氏名が明らかになるとしても、それが公務遂行に関する情報と結びついている以上、開示すべきである。
- (5) 以上のとおり、条例第11条第9号に該当しない。よって貴審査会は、実施機関が非公開とした時間外勤務命令簿については、公開すべきである旨の答申をすべきである。

- 2 遅参早退簿の公開を求める。これも勤務時間帯が記録されている文書であるし、疑いなく存在する。加えて、いずれの非公開条項にも該当しない。

貴審査会は、実施機関が不保持とした「出勤整理簿、その他勤務時間帯が記録されている文書」として遅参早退簿が存在する事実を認定し、実施機関は公開すべきである旨の答申をすべきである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 時間外勤務命令簿は、職員の超過勤務手当の額、ひいてはその職員のおおよその月収ないし年収の多寡を推知することが可能となるものである。このため、本件情報はプライバシーの性質を有し、個人の財産の保護に支障を生じるおそれのある情報といえる。
- 2 超過勤務命令簿の情報は、深夜勤務、休日勤務等を含む職員の超過勤務等の実態を端的に示すものであり、当該職員の健康状態や、その正規の時間外の行動等、すなわち、本来、職員がその職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動等を示し、又はこれを推知することができる情報としての性格をも有している。
- 3 以上のことから、明らかな個人情報であり、条例第11条第9号に該当する。

#### 第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求について

- (1) 「時間外勤務等命令票」

時間外勤務等命令票は、十日町市職員服務規程（平成17年十日町市訓令第21号）第20条に規定されている様式であり、職員が十日町市職員服務規程第5条に規定する勤務時間以外の時間、時間外勤務代休時間及び十日町市職員の給与に関する条例（平成17年十日町市条例第58号）第12条に規定する休日等に所属長から勤務を命ぜられたときに記入するものである。

当審査会が実施機関に時間外勤務等命令票の存在を確認したところ、現在は勤怠入力システムにおいて時間外勤務等を管理しており、当該システムの「時間外勤務一覧」には「時間外勤務等命令票」と同様の情報が記載されていた。

- (2) 「遅参早退簿」について

遅参早退簿は、十日町市職員服務規程第9条第2項に規定されている様式であり、職員が遅参した場合又は早退しようとする場合（休暇の場合を除く。）に所要事項を記入するものである。

- 2 本件処分（条例第11条第9号）の妥当性について

条例第11条第9号本文は、公開することにより、個人の生命、身体及び財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めている。

実施期間は、「職員のおおよその月収ないし年収の多寡を推知することが可能である」及び「職員の健康状態などの推知ができる」と主張するが、これらを推知することができる

根拠が乏しく、これをもって非公開とした実施機関の決定は妥当ではない。また、「本来、職員がその職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動等を示し、又はこれを推知することができる情報としての性格をも有している」と主張するが、正規の勤務時間外であっても、これらの情報は個人の私的な生活における情報とは異なり、勤務の延長として職員が勤務命令に服して行う公的な職務の遂行に関する情報であり、この点においても実施機関の主張は認められない。ただし、「時間外勤務等命令票」に記載されている情報のうち、「職員番号」は、公務員の職務の遂行に関する情報には該当しないことから、「職員番号」は非公開とすることが妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 その他

実施機関は、審査請求人から実施機関の弁明書（請求範囲拡張追記）に対する反論書（請求範囲拡張追記）において、遅参早退簿の公開を求められている。しかし、実施機関は、遅参早退簿の存否及び公開の可否を審査請求人に示していないため、当審査会で検討の余地はない。実施機関は、速やかに審査請求人に公開の可否を決定するよう申し添える。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年9月28日	実施機関の諮問書、実施機関の弁明書及び審査請求人の弁明に対する意見書（反論書）を收受
令和2年11月12日	審査会開催（第1回）
令和3年2月3日	審査会開催（第2回）
令和3年6月10日	審査会開催（第3回）

審査会（第1回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 高橋知子 委員 樋口京子

審査会（第2回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 高橋知子 委員 樋口京子

審査会（第3回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 高橋知子 委員 樋口京子